

第3回滋賀県税制審議会 議事概要

■開催日時

令和元年(2019年)11月15日(金)9:00~11:00

■開催場所

滋賀県庁東館7階大会議室

■出席委員(五十音順、敬称略)

川勝委員、勢一委員、諸富委員(会長)

■県出席者

西嶋副知事

総務部 江島部長、片岡管理監、他関係職員

琵琶湖環境部 廣瀬森林政策課長、他関係職員

1 開会

(1) 副知事挨拶

- ・ 第2回の審議会においては、法人県民税法人税割の超過課税および中小法人等に対する不均一課税について議論いただき、そのあり方について方向性を御示唆いただいた。
- ・ 本日は、前回までの議論を受け、答申案をお示しするので、引き続き積極的な意見交換をお願いしたい。
- ・ また、本日から琵琶湖森林づくり県民税についても御議論いただく。
- ・ 琵琶湖森林づくり県民税は、琵琶湖と森林の関係を重視しながら、公益的機能の高度発揮に重点を置いた環境重視の森林づくりと、広く県民が森林に対する理解と関心を深め、県民協働による森林づくりを推進するという、新たな視点に立った施策を推進するために実施している超過課税である。
- ・ 近年、ニホンジカの食害による表土流出、台風等による風倒木・土砂流出等、森林整備における新たな課題が顕在化しており、また、国において森林整備のための新たな財源である森林環境税が創設されるなど、滋賀の森林、琵琶湖森林づくり県民税を取り巻く環境は大きく変化している。
- ・ 現在、県の森林審議会において、今後の森林づくりの方向性について議論されているので、その検討状況も踏まえつつ、琵琶湖森林づくり県民税のあり方について、御議論いただきたい。

(2) 諮問

- 副知事から会長に対し、琵琶湖森林づくり県民税について諮問書が交付

された。

2 議事

(1) 法人県民税法人税割超過課税および中小法人等に対する不均一課税に係る答申案について

○ 事務局から資料1に基づく説明および佐藤副会長および松田委員の意見紹介を行った後、意見交換および質疑応答が行われた。

(佐藤副会長意見)

- ・ 答申案には概ね賛同。
- ・ 超過課税の継続、適用範囲の拡大に当たっては、対象となる県内企業は無論のこと、県外企業の理解も十分に得ておくことが肝要。
- ・ 地元経済界・経済団体には彼等の意向があまり反映されていないとすれば、一層、慎重を期するべき。

(松田委員意見)

- ・ 答申案の「3 超過課税の税率」について、「超過課税の適用対象の拡大とともに税率を引き下げること考えられるが」と記載している部分について、既に超過課税の対象となっている法人について超過税率を引き下げることまでは想定していないので、新たに超過課税の対象となる法人に限定する書き振りの方がいいのではないか。

(川勝委員)

- ・ 答申案の内容に関しては、前回の議論のポイントをうまくまとめているので、大賛成である。
- ・ その上で、答申案の文言そのものを修正する必要はないが、とりわけ不均一課税に関しては、見直しにあたっての判断基準について前回発言させていただいたかと思う。「5 長期的な検討課題について」で、そのあたりの意見を反映しているが、もう少し原理原則論に立ち戻れば、不均一課税は、地方税法に「公益上その他の事由に因り必要がある場合」というふうに明確に定められているので、この観点で本当に必要と認められる場合に適しているのか、ここがまず大事であると思う。
- ・ 創設当時は必要と認められると判断をしてきたと思うが、現状においても必要と認められるかどうかという判断をまずした上で、さらに先ほど申し上げた長期的な検討課題として書いていることを踏まえた見直しが必要であると思う。結論に関しては賛成するので、実際に見直しをする時に、ということ

を考慮してもらえれば良いと思う。

(諸富会長)

- ・ 具体的に答申案の文言上、修正を加える必要はあるか。

(川勝委員)

- ・ 答申案はこのままでいいと思うが、例えば議事録に残してもらったら、具体的に見直しをするときに、その観点を一つの基軸にするということができるのかなと思う。
- ・ 県民の方々によりわかりやすくお伝えすることが大事だと思うので、あまり専門的な言葉を入れ込むことは、かえってわかりにくくなるということもある。いい表現があれば使っていただいたらいいと思う。

(諸富会長)

- ・ この点について県の考えはあるか。

(事務局)

- ・ 答申をいただいた後、県としての対応を考えさせていただくが、その際に川勝委員から御指摘いただいた点を踏まえて進めていきたいと考える。

(諸富会長)

- ・ 公益性その他の事由ということなので、おそらく中小企業の税負担を軽減して底上げすることが、ひいては県全体の産業の底上げになり、県の経済の振興に繋がるということが公益性に資するという判断をしてきたということだと思う。そのような軽減措置が、経済状況や産業構造の転換の中で、必ずしもストレートに効果を有すると言えなくなってきたのではないかと、川勝委員の発言を聞いて思った。
- ・ 公益性に合うかどうかという少し細かい議論が判断の背景に必要となる。それも含めて事務局の方でも、具体的にそこを明確化して条例改正の段階で県議会でも議論していただくということになる。

(川勝委員)

- ・ これまでなぜ不均一課税を適用してきたかという経緯について、前回かなり詳細にトレースしていただいている。それを見る限り、やはりこれまで重視してきたのが中小企業の保護・育成という観点。ただそれが40年以上も続いて、果たして今もそのようなことが、県全体の公益に合うのかどうかということ

の検証がきちんとなされるべきというのが私の問題意識。

- ・ 結果として、依然として大事だということならば、そういう判断もあり得ると思うが、やはり40年以上というスパンの中で、見直すタイミングもきっとあったはずだと思う。
- ・ やはり中小企業に対し軽減していたものを増やす形になるので、言いにくい部分はあると思うが、これだけ長く続くとその恩恵すら感じてない可能性すらあるのではないかと思う。
- ・ だから、まず原理原則論に立ち返ると、その観点でもう少しちゃんと見直すべきではないかと思うし、その上で、もう少し前向きな意見としては、滋賀県の将来ビジョンに合うかどうか、そういうことが結局は最終的には必要なのではないかと思う。

(諸富会長)

- ・ 文言上特に修正する必要はないということだが、重要な観点を出していただいたと思う。

(勢一委員)

- ・ 私も御指摘のところが大事だと思う。長年継続されてきたので、特例が特例になっていないというか、特例と思われていないという状況は問題がある。
- ・ 特例を続けるのであれば、原理原則論に立ち返って検証して、今の社会状況の中で、理由をきちんと示した上で、延長なり軽減の率を変えるということをや。仕切り直すことが大事でそれを見直しの度にやりましょうというのが筋。
- ・ 今回はその趣旨を踏まえて答申を書いていただいているので、これでいいと思う。ただ、中小企業の皆さんは特例ありきの認識になっていると思うので、例えばこの答申の背景資料として、制度の本来の趣旨やこれまでの経緯をつけていただいて、実はこれは特例措置であるということをしかり示していただく方法もあるのかなと思う。

(諸富会長)

- ・ 具体的に答申というのは、この案文だけではなくて、後ろに何か資料がつくイメージになるのか、それとも紙1枚で出ていくことになるのか。

(事務局)

- ・ 今の想定としては資料1のペーパーを考えているが、前回まで御審議いただいた中で色々なデータを提示している。そういったものから、仕組み、経緯、

全国の状況など、抜粋して付けさせていただきたい。

(諸富会長)

- ・ 川勝委員から指摘のあった地方税法上の不均一課税の条文も引用して、それに対して色々議論があったことが分かるようにした方がいいかもしれない。
- ・ この案文が出てきた背景が理解可能なような資料が後ろについていた方がなぜこういう結論になったのかということを知ってもらいやすくなると思うので、検討していただきたい。

(川勝委員)

- ・ 賛成である。添付資料があった方が、意図が正確に伝わる。
- ・ 答申文だけだと負担増の部分だけがクローズアップされ、議論が集中してしまうような気がするので、なぜ我々がこのような回答を示したかということの背景がきちんとあるようにしていただいたほうがいいと思う。

(諸富会長)

- ・ ここでいただいた意見を踏まえて事務局には答申案の修正、あるいは参考資料について検討していただいて、最終的な文案については会長に一任いただくということによろしいか。
- ・ それでは事務局と委員の皆様の御意見を十分酌み取ることができるように答申としてまとめていきたいと思う。

(2) 琵琶湖森林づくり県民税について

- 事務局から資料2-1から資料3-4に基づく説明および佐藤副会長および松田委員の意見紹介を行った後、意見交換および質疑応答が行われた。

(佐藤副会長意見)

- ・ 新たな森林環境税・譲与税の事業とのすみ分けが重要。
- ・ 現行の県民税7億円に、譲与税が市町分と合わせて5億5千億円ほど追加されるため、財源が膨張する。
- ・ 啓蒙・教育活動、各種団体への支援など必ずしも森林保全に関係のない事業が増えるならば、「森林保全のニーズに対応する」べき県民税が、「ニーズ＝用途を作る」ことになり本末転倒である。
- ・ 用途を琵琶湖の保全に拡大するか、森林の分野では長期的な観点から9割ある民有林のうち特に人工林、小規模所有者分を公有化して県が直接管理でき

る体制を構築するなどの「戦略」があつてしかるべき。

- ・ なお、県民の間での県民税への認知はあまり高くないということなので、認知を高めた上で、その改善策を問うことが妥当であるとする。

(松田委員意見)

- ・ 森林環境譲与税を踏まえて県民税を充当する事業を見直した結果、トータルの事業費が変わらないということであれば、税制自体を変える必要性は感じない。
- ・ 森林整備があるべき水準に全然追いついていない印象があるので、森林以外の使い道を考えるよりは、森林整備をしっかり進めた方がいい。

(勢一委員)

- ・ 当初の税率の考え方として、6億円の資金が必要なのでそれを調達することを想定して設定したと説明があつた。適用実績を見ると導入から早い段階で6億円を大きく超える状況となっており、当初の想定と変わっているはず。これまで二度行ってきた見直し検討の中で、税率を維持することとなった議論の経緯を教えてください。
- ・ 琵琶湖森林づくり県民税条例の第1条は、この税がどのような位置づけなのか、それがなぜ必要なのかということが規定されており、非常に重要だと思っている。条文を見ると、森林の有する公益的機能と書いてあるが、例示されている水源かん養、県土の保全以外に公益的機能としてどういうものを想定しているのか、解釈を教えてください。
- ・ さらにこれを踏まえて何をやるかといったときに、滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐということが書いてある。ここでいう森林の健全な姿というのは何を想定しているのか、解釈を教えてください。
- ・ それからきわめて重要なキーワードとして環境重視ということを出している。これは滋賀県ならではの言葉だと思うが、環境というのはとても幅広い概念なので、何を環境として重視をするのか、これも条文の文言からではすぐには読み取れない。どういう意図で設定されているのか。
- ・ 制定当時と令和の時代では、環境という言葉に内包されるものがかなり違ってきている印象がある。そのあたりの解釈の前提となる制定当時の理解について説明いただきたい。

(事務局(税政課))

- ・ 最初の質問、税率を設定する時に6億円の事業を想定していたものの、税収が6億円を超えているということについてだが、最初の見直しを検討した平

成 22 年度当時、琵琶湖森林づくり県民税を活用して進めたほうが良い事業が新たに出てきた。従来取り込んでいなかった国の補助事業の取り組みや森林所有者への支援・県産材の利活用、あるいはニホンジカ対策、こういったことをやっ払いこうということで、当初よりも必要とされる費用が増えてきた。

- ・ 当時の検討資料を見ると、現在の税率のままでは平成 25 年度以降に基金に不足が生じる可能性があるということで、税率を維持することが適当であると判断された。

(勢一委員)

- ・ 新規に事業をしなければならなくなったということをやむを得ないという判断はわかるが、基金が不足するというのは、新規の事業以外でも想定よりも費用がかさんだということか。

(事務局 (税政課))

- ・ 事業の状況によって年度ごとの歳入と歳出がぴったり合わないということも想定されるので、基金にプールしておいて、次年度以降の事業に充てていくと。基金が余っているときもあったが、それは将来的に必要であるということでのそのままの税率ということになった。

(事務局 (森林政策課))

- ・ 琵琶湖森林づくり県民税条例第 1 条の公益的機能が何を想定しているかということについて。県民税条例の前に琵琶湖森林づくり条例を制定していて、その第 2 条で森林の多面的機能という表現をしている。多面的機能というのは公益的機能と木材の資源利用を合わせて多面的機能としている。この中で表現している公益的機能というのが、水源のかん養、県土の保全、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化防止の五つを挙げている。

(勢一委員)

- ・ 琵琶湖森林づくり県民税を琵琶湖森林づくり条例の施策に充当する、そういう関係にあるということか。

(事務局 (森林政策課))

- ・ そうである。
- ・ それから、森林の健全な姿というのがどういうことをイメージしているのか具体的に説明する。
- ・ 森林には人が苗を植えて作った人工林と天然に作られた天然林がある。まず

人工林は人が苗を植えて育ててきた森林なので、これはどういう形が健全なのかと言うと、適切な手入れをするということである。具体的には木が大きくなると、森の密度が高くなるので間伐をする。間伐には二つの目的があって、一つは資源を継続的に利用していくために手を入れるということ。もう一つは奥地のように非常に森林所有者が手入れしにくいような遠隔地、条件不利地域にあるようなところについては、同じ間伐でも、通常の間伐率よりもたくさん木を切って、光をしっかりと入れて環境林化する。徐々に針広混交林化、あるいは徐々に天然林化していくというような、健全な姿を実現していこうという方向がある。

- ・ 一方、天然林には、里山とってかつて人々が利用してきた雑木林、そういうものと、奥地にあるほとんど人に利用されてこなかった天然林がある。里山林については、竹林が色々な森林の中にはびこったり倒れたり枯れたりして環境が悪くなっているのので、里山林の方はしっかり手入れをしていく。一方で奥山にある天然林については、比較的そのままでも健全な状態が保たれているので、そこについては一定の監視をしていく。このような形で具体的な事業の取り組みをしてきて、それによって適切に管理された状態がキープされる、これを目指してきた。

(勢一委員)

- ・ 今説明いただいた健全な姿というのは、琵琶湖森林づくり条例にその根拠があるということか。

(事務局 (森林政策課))

- ・ そうである。
- ・ それからもう一点、この税を創設した当時の環境と、今現在での環境の変化で言うと、当時、水源林の保全というのがもともとベースにあったが、社会的に注目されていたのは主に地球温暖化防止であった。
- ・ 一方で、平成 22 年度あたりから、創設時にはなかったニホンジカがものすごく繁殖するという事態があって、それが地表の植生を全部食べてしまう。それから木の表皮も剥いでしまうということで、森林自体が枯れていくということが滋賀県内でも起こってきた。そういった生物多様性の保全という観点で、野生動物を管理するという観点が出てきた。
- ・ あるいは奥地林におけるトチノキのように単木でも生態系として、生物多様性として重要だということが社会的に評価されてきたというような時代の変遷があって、特に実施して 5 年目あたりから、生物多様性ということを重視するという観点が追加されてきた。

- ・ 今のような生物多様性の観点であるとか、その部分については、その時点で琵琶湖森林づくり条例の見直しを行っている。やはり当初、そういった観点が盛り込まれていなかったのも、それが時代とともに追加されてきたということである。

(川勝委員)

- ・ 三点お伺いしたい。一つは、先ほど勢一委員からも指摘のあった適用実績のところ、先ほど事業規模が増えているという話だったが、その入ってくる方の話をお伺いしたい。
- ・ 初年度はわかるが、2年目以降は税収が増えている。税率は引き上げていないということなので、単純に人口が増えるとか、あるいは事業所が増えるとかそういう影響と理解したらいいのかというのが一つ目。
- ・ それから二点目は、税収の配分の変化があるのかどうか。税収の使い道はざっくり言うとハードとソフトの二本立てになっていると思うが、森林環境税を導入している自治体は、ハードからソフトにウェイトをシフトしていく傾向があると思う。滋賀県内でも同じような形で税収配分に変化があるのかどうか、もしあるのであればどういう理由でシフトしているのかということをお伺いしたい。
- ・ 関連して、先ほど紹介のあった施策あるいは事業に、この琵琶湖森林づくり県民税の税収を何にどれだけ使うかということに対するウェイト付けに何か基準があるかどうか。例えば、先ほど新たな課題として、シカの繁殖の問題が出ていたかと思うが、そういうことのウェイトが増していくのかどうか。その場合にも何を根拠に判断していくのか。ちょっと今後の課題にも関わってくるような話になると思うので、そのあたりを教えてください。
- ・ 三点目は、税収を使って森林整備をする場合によくある議論として、公的なお金を使って私的な財産を増やすことに対する批判というのがあると思うが、その場合に、森林所有者と協定を結んで十年間は売却しないとか、あるいは開発をしないとか、そういう約束事で一定規制をかけることをやっている自治体がある。滋賀県ではそのような協定制度を組み合わせているのかどうか教えてください。

(事務局 (税政課))

- ・ まず一点目の税収の増加要因については、この県民税は均等割の超過課税なので、個人の部分が増えているのは人口増ということになるし、法人の部分については、資本金の規模によって税額は違うが、基本的に滋賀県に来ていただいている法人の事業所の数が増えているということになる。

(事務局 (森林政策課))

- ・ これまでの森林整備の部分と、いわゆる県民協働の部分による事業の配分の変化については、資料3-2の5ページにそれぞれの年度ごとの各事業にどれだけ使ったかということを書いている。それぞれ年度での集計がないので、琵琶湖森林づくりガイドというパンフレットを見ていただくと、2019年度の琵琶湖森林づくり事業の予算について、いわゆるハード的な森林の整備が大体7割ぐらいを占めていて、県民協働における部分というのが、残りの3割程度となっている。過去からも、年度ごとに変化はあるが、概ねこういった推移できており大きな変化はない。
- ・ 先ほど協定という話があったが、滋賀県の環境林整備事業についても、森林所有者と市町村また森林組合、この三者で協定を結んで、20年間は皆伐しないということを約束いただいた上で、所有者の負担なしで森林整備を実施している。

(川勝委員)

- ・ 条件は20年間皆伐しないということだけか。

(事務局 (森林政策課))

- ・ そうである。
- ・ 他にも、里山リニューアル事業についても同じように三者で協定を結んで皆伐を禁止、また、どうしても開発等で損なわれてしまった場合は補助金を返還いただき、それをまた基金に戻している。

(川勝委員)

- ・ 二点目の件だが、ハードとソフトと大きく分けた場合のウェイトはあまり変化がないということだったが、何にどれだけ使うのかを事業ごとに見たときに、どのようにウェイトづけするかについて、特に優先順位付けするときの判断基準はないのか。

(事務局 (森林政策課))

- ・ 事業を進めていくとその地域のニーズがある。例えば奥地林に関しては、あまり森林所有者や市町からのニーズはあまり高くないが、やはり集落や住民の方々に近いところにおける事業、例えば里山リニューアル事業であるとかそういった事業については非常にニーズが高い。その事業ニーズが高いところには、やはりその厚めに配分するということが、予算を作る時の方向にはな

っているが、一方で、例えばやまのこ事業のように、小学校4年生が全生徒学ぶ機会をつくるということになると、ここには毎年同じぐらいの事業規模が必要になってくる。ニーズに左右されるものと、固定的・安定的にやり続けることが必要である事業、それぞれ予算の配分の考え方が多少違うが、そういう形で事業配分を考えている。

(川勝委員)

- ・ ということは、琵琶湖森林づくり県民税の理念との関係でウェイト付けするわけではないという理解でいいのか。

(事務局 (森林政策課))

- ・ 環境重視と県民協働という二つの大きな柱で進めているので、ニーズはなくても、理解をしてもらうために普及啓発事業を行うということはしっかりとやらなければいけないというふうに思っている。その兼ね合いはニーズも探りながら、しかし県の施策としてやるべきことはやるという観点である。

(川勝委員)

- ・ どこかで説明されたと思うが、この琵琶湖森林づくり県民税の税収は県独自の施策に充てるという基本的な考え方があると思う。なので、運用面ではいろいろあると思うが、何にどれだけ使うかということについて、まず原理原則論に立ち返ったときに、それが県独自の施策であるときちんと位置付けられているものかどうかというところからまずやるべきではないかなと思ったので、確認させていただいた。

(諸富会長)

- ・ これまでと森林審議会でも議論されている点について少し説明があった。時代・環境・社会状況の変化に従って、新しい目的や望ましい森林の姿についてのイメージが少しずつ変わってきている中で、事業を増やしたりシフトしたりしているという説明もあったが、特に重要なポイントとして、資料3-4の括弧で囲まれている部分、これは特に今後の重点領域、新しくやっていくべき点であると理解していいのか。

(事務局 (森林政策課))

- ・ 資料3-4の真ん中から左側の一番下のところだが、第1期の取り組み結果によって、主な課題というものがわかってきている。例えば、引き続き境界明確化や森林整備の推進が必要であるとか、まだまだニホンジカの生息頭数が

減っておらず、下層植生が衰退しているところが5年定期の調査によってわかってきているとか、あるいは森林づくり団体の継続した活動や、県産材利用の一層の促進、森林環境学習の継続的な実施というこれまでの取り組み結果に基づいた、今後ともやるべき課題というのも明確になっている。

- ・ 一方で、滋賀県における課題として、森林所有者や森林を取り巻くその地域の人々がいなくなってしまうとは、全部公が管理するのかということになる。そうではなくて、やはり森林所有者の責務のもとで、森林というのは整備されていくべきで、個人では立ち行かないところに、公が支援や関与をしていくという観点で、高齢化が進展していく農山村の対応についても、非常に重要な局面に来ている。
- ・ また、この税の創設当時は、滋賀県は気象災害が非常に少ない県だったが、風倒木被害であるとか台風被害が頻繁に見られるようになってきて、国の補助事業では全く対応ができないような状況になっている。そういう被害に対してどう対応していくのかということも重要になってきている。
- ・ 市町が中心となる森林経営管理制度というものが法律で定められたが、一方で人材をどうやって育成していくのかということも重要。そういった木育の推進であるとか、資料に示しているようなことが今後の十年間で非常に重要な施策の柱になると考えている。

(諸富会長)

- ・ 今お答えいただいた点で、人材育成が非常に大事だと思う。私たちが国の方の森林環境税の議論を総務省でしていた時にも、常に出てきたのは、森林経営管理法で、住民に一番近くて、場合によっては固定資産税に関する情報とか、法をベースに所有者が確定できる市町村が主体にならざるを得ないという面があったが、ただ境界画定や所有者確定はともかく、森林経営管理に関する知見は市町村にはないのではないかとか、そもそも市町村で森林経営管理ができる専門職員が一人もいないというところがかかなり多いというようなこともあって、引き続き専門職員を持っている県が、市町村を支援していくべきであるという意見がかかなりあった。
- ・ 林業の成長産業化という議論が出てくる中で、民主党政権ぐらいから出ていたフォレスターとか、長期の観点に立ってどういう森林を育成していくのかを数十年単位、百年先まで考えてプランニングできるような人材を育成すべきであるとか、色々な人材育成の議論が出ていた。有名なのは岐阜県がそういうアカデミーを持っている。滋賀県ではそういう教育機関とかトレーニング機関のようなものは持っているのか。

(事務局 (森林政策課))

- ・ 市町の支援をすることが都道府県の役割ということで、森林環境譲与税が今年度から配分をされている。今年は譲与税で二つの事業を実施している。
- ・ 一つは、境界明確化。滋賀県では地籍調査が14%程度しか進んでいない。特に森林に至っては数%程度の地籍調査しか進んでいない。人の山を勝手に公が手をつけるわけにはいかないので、境界を明確にすることが重要。境界明確化は市町の仕事となっているが、市町の技術的分野やノウハウのレベルは様々なので、滋賀県として森林整備協議会というものを作り、そこに森林情報アドバイザーというものを配置して、各市町のレベルをそろえながらやるという取り組みを今年度スタートした。
- ・ もう一方は、人材育成の機関として滋賀森づくりアカデミーを6月に設置した。そこでは、三つのコースを設定していて、一つは既就業者、すでに林業をやっているプロを育成する、これは木材生産の生産性を上げるためのトレーニングを主にやっている。
- ・ 二つ目は、新規の就業者を確保していくコース。林業従事者の中では、高齢化が進んでいるので、新規の方を確保するためのコース、これは来年度からスタートする。
- ・ もう一つは、市町職員の育成。林業職として採用されている方が県内にはほとんどいないので、例えば森林整備の見立て方、この森が健全なのか、何をしたらいいのかということ、手ほどきをするためのプログラムであるとか、あるいは都市部においては木材利用、県産材を利用するためにどういうノウハウがあるのかということなどを学んでもらう。いわば森林整備を行政として発注するための技術を身に付けてもらおうとするもの。
- ・ 一方で、滋賀県の林業職員OBの派遣や、国の制度である地域林政アドバイザー制度を活用して、国から林野庁関係の職員を派遣していただく。そういう形で市町を少しずつ支えていこうという体制を作り始めたところ。

(諸富会長)

- ・ そのアカデミーは変素晴らしいと思う。財源は今回の譲与税と県民税か。

(事務局 (森林政策課))

- ・ 基本は譲与税を充てている。昨年度、境界明確化は県民税で市町村への支援をやっていたが、森林環境譲与税の用途として明確になったので、譲与税の用途として明確にされたものは県民税からは廃止をしようということで、昨年度見直しをして、今年度からは境界明確化については、譲与税でやっていただ

くということで市町に理解を求めている。

(勢一委員)

- ・ 琵琶湖森林づくり県民税条例に基づく要綱では、用途を列挙する形で規定している。これは、琵琶湖森林づくり条例に基づく施策を取り出して、用途として書いているということか。

(事務局 (税政課))

- ・ 琵琶湖森林づくり条例に基づく事業のうち、琵琶湖森林づくり県民税を充てるのはこの部分であると規定しているもの。

(勢一委員)

- ・ この内容は今検討中の琵琶湖森林づくり基本計画とリンクしているという理解か。

(事務局 (税政課))

- ・ そうである。

(勢一委員)

- ・ 基本計画が変わった場合、要綱も変わるということになるのか。

(事務局 (税政課))

- ・ 基本計画の変更内容によっては見直しも必要になる。

(勢一委員)

- ・ 条例や要綱の条文には一切書いていないが、実務としてリンクさせているということか。

(事務局 (税政課))

- ・ 森林環境譲与税が創設されるため、何を譲与税でやって何を県民税でやるかという整理が必要ということで、昨年度に一旦の整理をしたが、今回の審議会ですらその部分も審議いただいて、必要であれば見直していきたい。

(勢一委員)

- ・ 制度や計画の仕組みとして、具体的にどこの施策やどこの計画と結びついていて明確になっていると、用途が膨張しないと思う。解釈次第であれにも

これにも使えますよということにならないと思うので、何らかの形で枠をはめると比較的整理がしやすいと思う。

- ・ 琵琶湖森林づくり条例の条文を見ると、使える内容がかなり幅広くなっている。自然環境の保全という、希少種の保護なども枠に入る可能性がある。森ということでは、河畔林もどのくらい含めるのかなど、事業の範囲がかなり広がってしまう可能性がある。どのくらいまでを県民税で想定するのかというところは、少し整理をして絞った方がよいと思う。
- ・ 関連して、森林をどのように今後維持管理していくのか。人口減少などで、おそらく既存の形のものをそのまま守っていくことはできないので、長期的にどういう形にするのか、そのために県民税をどう使うのかというところを、長期的視点の戦略とリンクさせる必要があると考える。

(事務局 (税政課))

- ・ 従前は、県民税条例の第1条において、用途のところあまり明確でなかったということで、第4条で知事が別に定めるということで用途の明確化をさせていただいた。

(諸富会長)

- ・ 県民税条例ではあまり細かくは書かず、知事がその時代状況の変化に応じて別途定めるとして、別途は森林づくり条例の方で具体的に決めていくというような作り方になっているということか。

(事務局 (税政課))

- ・ そういうことになるが、今、要綱でこのように定めているということについて、現状と森林づくりの施策、それから、今後どういうふうに基本計画で定めていくか、次回で改めて説明するので、そのようなことを含めて、意見をいただきたい。

(事務局 (森林政策課))

- ・ 琵琶湖森林づくり条例は、財源は問わず、滋賀県の森林をどのように取り扱っていくのか、全体を包括したもの。また、琵琶湖森林づくり基本計画はその条例を具体化するための計画となっていて、これについても、いわゆる既存事業と県民税による事業と、そして譲与税による事業三つを包括している。
- ・ その中で、とりわけ県民税を使う琵琶湖森林づくり事業については、お配りしている琵琶湖森林づくりガイドとして示して、年間の予算的な使い道を裏面で説明している。琵琶湖森林づくり事業としては、要綱でもって一応明確に

するという形で定めている。

(川勝委員)

- ・ 琵琶湖森林づくり県民税については次回も議論できると思うので、論点になると思うことを二点ほど、コメントさせていただきたい。
- ・ 一つは先ほど会長と事務局とのやりとりの中でもあったように、この琵琶湖森林づくり県民税で何をどこまでやるのかということについて、もう少し精査があるのではないかと。例えば人材育成ということに関しては譲与税を充てるという話もあったが、本当に譲与税だけでいいのかというようなこととか、あるいはシカの問題をどうするのかという、新しい課題への対応ということはこの枠組みでどう考えるのかということあるかと思う。
- ・ 同時に私が重要だと思っているのは、もともと琵琶湖森林づくり事業として柱立てしているもの、県民協働による森林づくりのところだが、これはやはり県民の人たちに森や水に関わってもらい知ってもらう普及促進という目的があると思うが、それはひいては住民自治を涵養するという意味でもすごく重要。今日の議論にもあったが、そういう住民自治がかん養されていくことが、防災というところにもきつと役に立っていきだろと思うので、そのあたりが、一つ重要な論点になるのではないかと。
- ・ それからもう一つは、勢一委員からの長期的な視点という話があった。私もそれが大事で、いわゆる持続可能な森林管理という視点をどう考えるかということだと思う。佐藤委員から提起されていた点として、かなり民有林があって、これを大胆な提案だが小規模所有者分を公有林化するというものがあった。確かにこれは効率的に森林管理するためには非常に大事な視点だと思うが、なかなか一朝一夕にはいかない。しかし、いちいち森林所有者等と交渉して進めていかなければいけないので、非常に時間がかかってしまうということを見ると、そういうことも、長期的には有り得ないわけではない。公有林化するその時の財源として、県民税を使うことができるのかなど、色々な可能性があるのではないかと。
- ・ いずれにしても、持続可能な森林管理という視点が今後論点の一つとして挙げられるべきことだと思う。

(諸富会長)

- ・ 次回の審議会では森林審議会の委員の方々と意見交換をする。その上で、琵琶湖森林づくり県民税の方向性について議論を行いたいのでよろしくお願いする。